

ID: 683

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	事故時の応急措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第4項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第16条の3 4 市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第6項において準用する第11条の5第4項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第1項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日